

令和6年度「キラリ！農スタイル」魅力発信業務 仕様書

1 業務の目的等

宮城県の新規就農者は年間 150 人程度のうち、女性の割合は 2 割程度に留まっており、人口減少が進む中、本県農業の持続的発展に向けて、女性農業者も含めた多様な人材の確保・育成が必要である。しかし、農業を職業の選択肢として認識する若い女性は少なく、かつ就職等による県外転出も多い状況である。

本業務は、若い女性が農業を職業として選択し、宮城県における女性新規就農者の確保・定着に繋げるための取組、「農村地域でキラリ輝く女性農業者の確保・育成の取組」（令和 4～6 年度）の事業（※別添資料）として、県内在住の女子大学生等を対象に、地域で活躍する女性農業者のもとでの農業体験を通じ、職業としての農業の魅力を多くの人に理解してもらうことを目的に実施するものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 本業務委託の内容

本事業の実施にあたって、受注者は、当該業務を円滑に履行できる体制を整備し、発注者と事前に協議しながら進めることとし、発注者に定期的に進捗状況を報告すること。

県内在住の女子大学生等を対象に、地域で活躍する女性農業者のもとでの農業体験を通じ、職業としての農業の魅力をできる限り多くの人に理解してもらうため、以下の内容に従って、多様な手法により告知等を行うこと。ただし、具体的な実施内容については、6 の「実施計画書」において定めるものとする。

（1）農業体験ツアーの企画

- 県内農産物または農産加工品を生産する「農業体験」、女性農業者の生活を体感する「農スタイルの魅力体感」の両方を経験できるツアーを企画する。
- 「農業体験」先は県内ということ以外に限定しないが、参加対象である若い女性の興味を引く内容であり、女性農業者の活動を見てもらうというコンセプトを意識した内容とすること。
- 「農スタイルの魅力体感」先で想定しているのは、宮城県農業士に認定されている女性農業者等（県内各地に在住）で、契約後県と協議して決定する。女性農業者の生活、人生観や職業観等を知る機会とする。内容や受入条件の調整は、県と協議しながら進めること。
- 両方を盛り込んだ内容であれば、「農業体験」と「農スタイルの魅力体感」の受入経営体が同一でも良い。

（2）農業体験ツアーの告知及び申込受付・決定

- ①農業体験ツアー告知及びツアーへの誘導に必要な農業の魅力を PR する素材（動画やポスター、チラシ等）のデザイン・企画・作成・配布
- 県内女子大学生等の就農意欲を高める PR 素材の企画・提案を行うこと。
- 体験先の女性農業者をデザインに組み込む等、女性の職業としての農業の魅力を効果的に発信すること。

- 教育機関等と連携し、より確実な手法（授業での紹介や学内メールでの周知等）で農業体験ツアーの告知及び農業の魅力発信を行うこと。
- また、上記で作成するPR素材を活用したメディア等への露出やWeb動画メディア（YouTube等）やSNSでの発信等により、農業の魅力を発信する効果的な企画を提案すること。
- ポスター、チラシ内にQRコードを付し、農業体験ツアーの申込ができること。
- 県コンセプト「キラリ！農スタイル」を活用すること。
- Instagramアカウント「キラリ！農スタイル」を活用すること。
- 印刷物の枚数・送付先等は下記を予定しているが、内容を含め県と調整して作成、配布すること。

チラシ

配布・使用方法	送付先	部数
県内大学・短期大学(18)	18	1,800
市町村(35)・JA(10)・関係機関(5)	50	700
県関係課・地振事務所等(20)	20	300
就農相談会・フェア等で活用	1	200
合計	89	3,000

ポスター

配布・使用方法	送付先	部数
県内大学・短期大学(18)	18	18
市町村(35)・JA(10)・関係機関(5)	50	50
県関係課・地振事務所等(20)	20	20
就農相談会・フェア等で活用	1	2
合計	89	90

- その他、事業目標達成のために効果のある、PR素材を提案すること。

②農業体験ツアーの申込受付及び決定

- 参加者の申込受付及び決定は受託者が行うものとする。

(3) 農業体験ツアーの実施

- ①県内女子大学生等を対象に、職業としての農業の魅力を感じ、就農意欲を高めるための県内農業体験ツアーを実施すること。

○農業体験ツアーの実施

- ツアーは、(イ)及び(ロ)の両方を実施すること。

(イ) 短期体験(日帰り、または2日間)を3回以上

(ロ) 中長期体験(3日間～)を2回以上

- 募集人数 延べ100人(日・人)程度

- 特に中長期体験は、就農した後のイメージがもてるような内容とすること。

例

タイプ	日程（回数）	参加人数	のべ人数
短期	日帰り（2回）	33人	66
	2日間（1回）	8人	16
中長期	3日間（2回）	3人	18
	計		100

○食農系の学生のみならず、他を専門とする女子大学生等も含めて参加しやすい日程、行程とする。

○参加者の負担金は食事代相当とし、その他の経費は当該委託料に含むものとする。

②運営について

○農業体験ツアーにはスタッフが同行することとし、参加者の受付から移動、誘導、解散までの案内及び体調不良者等への緊急対応等、運営全般を行うこと。

○参加者にイベント保険をかけること。

○参加者の事故やケガ、体調不良者等を未然に防ぐため、安全面には十分配慮すること。

○体験受入農業者に対して、受け入れに際しての注意点等ノウハウの共有を行うこと。

○実施に当たっては新型コロナウイルス感染症の防止対策を万全に行うこと。また、新型コロナウイルスの感染症の感染状況に応じて、インターネットを活用したオンライン配信等、通常どおり実施できない場合の代替案等も用意すること。

(4) ツアー後のアンケート実施や参加者によるSNS投稿への誘導、アフターフォロー等

○参加者に対しアンケートを実施するとともに、回収したアンケートについて集計を行うこと。

○参加者に対し、農業体験の感想をSNS等へ投稿するよう誘導すること。

○ツアー終了後、就農に関心を持つ方へのアフターフォロー（就農相談会や長期の農業体験への誘導等）を行うこと。

○体験受入農業者が、農業に興味のある方や就農希望者に対し、体験及び研修の受け入れを効果的に行うためのノウハウを獲得できるよう配慮すること。

4 企画提案書の内容

上記の企画・運営に係る提案内容として以下の事項を明記すること。

(1) 事業実施内容やスケジュールなどの具体的な考え方

(2) 業務の実施体制、スタッフ配置等の考え方

(3) 農業者が、持続的に体験等の受け入れができるような企画の提案

5 見積書作成における留意事項

(1) 見積書の経費の種別は大きく3項目（直接人件費、直接経費、一般管理費）とし、これらの経費に消費税を加えた額を見積額とする。

(2) 人件費は単価基準（例：設計業務委託等技術者単価）を明確にすること。なお自団体の基準による場合は、当該部分の写し等を提示すること。

(3) 一般管理費を算出する際の一般管理比率は、10%以内とする。

6 実施計画書及び実施報告書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表、従事者の氏名を記載すること。
- (2) 本業務の完了後30日以内もしくは令和7年3月10日のいずれか早い時期に実施報告書を提出するものとする。実施報告書は紙で提出する他、本業務の執行過程や経過が明確となるように動画を作成し、DVD等で提出すること。
- (3) 実施報告書の提出に合わせ、成果品として、当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料を現物と電子データ（可変ファイル形式）で提出すること。その際、画像等著作権等の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、それに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た秘密を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を守らなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、県の承認がある場合に限り、第三者に一部の業務を再委託することができる。